

1. 令和3年度健康保険料率および介護保険料率について

去る2月15日に開催された健康保険組合組合会にて、令和3年度の保険料率が次のとおり決定いたしました。

(1)健康保険料率：79.00/1,000(据置)

内訳	一般保険料率：77.70/1,000 調整保険料率：1.30/1,000
----	---

なお、平成20年度から一般保険料は、基本保険料と納付金など高齢者医療制度を支援する費用に充当される特定保険料とに区分されております。料率の内訳は右表のとおりです。

区分	一般保険料率	内訳		調整保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	50.50/1,000	32.04/1,000	18.46/1,000	0.85/1,000
被保険者	27.20/1,000	17.26/1,000	9.94/1,000	0.45/1,000
計	77.70/1,000	49.30/1,000	28.40/1,000	1.30/1,000

(2)介護保険料率：17.00/1,000(据置)

(3)適用年月 一般被保険者は、令和3年4月に徴収する3月分保険料から。

2. 特例退職被保険者の健康保険料および介護保険料について

健康保険料率および介護保険料率の決定に伴い、特例退職被保険者の保険料は以下のとおりになります。

(1)保険料(月額)：健康保険料 25,280円(令和2年度 25,280円)

介護保険料 5,440円(令和2年度 5,440円)

(2)保険料算出

保険料の算出は、特例退職被保険者以外の全被保険者の前年度の9月30日における平均標準報酬月額 \times 100分の70に相当する額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(本年度：320,000円)に健康保険料率、介護保険料率を乗じた額となります。

(3)適用年月 令和3年4月1日以降徴収分から。

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額について

(1)標準報酬月額の決定

本人の退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額とを比べて、いずれか低いほうが任意継続被保険者の標準報酬月額となります。なお、平均標準報酬月額は440,000円(令和2年度と同額)になります。

(2)適用年月 令和3年4月1日以降徴収分から。

4. 介護保険「特定被保険者制度」の導入について

●本誌『健保だより』の2021年1月号(No.84)でお知らせいたしました「介護保険「特定被保険者制度」の導入について」に関し、令和3年2月15日の健康保険組合組合会で介護保険の「特定被保険者制度」を導入することを決議・承認し、その後厚生労働省の認可を受けました。本制度の条件に該当する一般被保険者は令和3年3月1日(3月分保険料)から、任意継続被保険者・特例退職被保険者は令和3年4月1日(4月分保険料)からの実施となります。

5. 「武蔵野運動場」の売却について

●本誌『健保だより』の2020年10月号(No.83)でお知らせいたしました「『武蔵野運動場』売却方針決議のお知らせ」に関し、令和3年2月15日の健康保険組合組合会で武蔵野運動場を三菱UFJ銀行に売却することを決議・承認し、その後厚生労働省の認可を受け、5月に売却手続きを行いました。

6. 令和3年度の特健診・特定保健指導がスタートしました。 年に一度必ず受診していただき、生活習慣病予防をはじめとする 日々の健康づくりにお取り組みください。

令和3年度の特健診対象者に「受診券」を発行いたしました

- 一般被保険者：4月7日に事業所宛に一覧表を送付いたしました(ご本人には「受診券」は発行いたしません)。
- 一般被扶養者：4月12日にお届け住所に郵送いたしました。なお、特定健診は海外に居住する方は対象外となるため、被保険者の勤務地等により、「受診券」をお送りしていない場合があります。日本国内にお住まいの被扶養者の方については、対象者として受診することができますので、健康保険組合にお申し出ください。
- 特例退職被保険者・被扶養者：4月12日にお届け住所に郵送いたしました。被保険者、被扶養者それぞれ別々にお送りいたしました。(本年度75歳になられる方とその被扶養者の方は、年度途中で資格を喪失されることから、「受診券」を発送していませんので、ご希望の方は健康保険組合にお申し出ください。)

※新型コロナウイルス感染症による受診制限等に関する最新情報は、健康保険組合ホームページの「健保からのお知らせ」をご覧ください。